

## 平成29年 3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

○7番（渡辺厚子さん） 議場の皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子でございます。

本日は、大規模災害に負けない木更津市、心と体の健康を守る木更津市、空き家の管理と活用を進める木更津市、以上、大綱3点にわたって、質問をさせていただきます。私は、これらがいずれも、いわゆる持続可能なまちづくりを目指す上では欠かせないテーマであると感じております。執行部におかれましては、明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、大規模災害に負けない木更津市。

東日本大震災から間もなく6年の月日がたとうとしています。今もなお行方不明となったご家族を探し続けている方、また、仮設住宅で生活されている方がたくさんおられるのが現実です。このような中、震災直後から何十回も被災地に足を運び、被災された方々に寄り添いながら、ずっとエールを送り続けている、木更津発のボランティア団体があることをご存じでしょうか。はがき大作戦と言えばぴんとくる方もおられると思いますが、その団体はTeam-Kといいます。あの震災で友人を失い、何かせずにはいられないとの思いから始まった、青年のボランティア活動の輪は、今や有名ミュージシャンを初め、全国の若者にも広がり、東北のほか、水害に見舞われた広島や茨城、熊本地震の復興支援にも拡大しています。これまでに木更津市内の小中学校でも講演をされたことがあります。はがき大作戦は、そうした活動の一環で、書き損じはがきや未使用の切手を、東北で打ち上げ花火や子どもたちの手持ち花火にかえ、笑顔を届けるプロジェクトです。この庁舎ビルの1階には、はがきの回収ボックスと活動の展示コーナーが設けられています。私も昨年夏の夏の花火に、わずかではありますが我が家の年賀状をかき集めて使っていただきました。こうした地元の若者の思いと主体的な活動の広がり、まさに本市が目指すオーガニックなまちづくりで言うところの、有機的なつながりではないかと、私は感じております。そして、災害に負けない木更津市を築いていくためにも、被災地への継続的な支援に基づいた彼らの経験を、地元でも活かしていただけたら、どんなにありがたいことかと思っておりますので、初めに紹介させていただきました。

それでは、本題に入ります。

中項目1、防災訓練について。

私は、昨年の3月議会でも、防災訓練の充実について質問をいたしましたが、今回は改めて基本を確認すべきと思い、内閣府の中央防災会議が平成28年5月に決定した、総合防災訓練大綱に目を通してみました。その中では、防災訓練の目的について、次の5つの項目が記されています。「（1）防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証すること。（2）防災訓練を通じて、災害発生時における各防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性ある対応方を確認するとともに、災害発生に備え、特に国と地方公共団体の関係強化を始め、平時からの防災関係機関等相互の連携強化を図ること。（3）防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。（4）住民一人一人が、防災訓練に際して、日常及び災害発生時において『自らが何をすべきか』を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意

識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。（５）行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することに鑑み、各防災担当者が日常の取組について検証し、評価する機会とすること」とあります。少々長くなってしまいましたけれども、以上の内容を踏まえまして、小項目４点についてお聞きします。

本市の総合防災訓練は、昭和 55 年度に岩根中学校で第 1 回を実施し、以来、防災関係機関の災害時の行動を中心とした、行政主体の防災訓練として、2 年に 1 度の隔年で行って来ました。そして、平成 28 年度の木更津市防災訓練では、昨年 4 月の熊本地震の教訓を踏まえて、新たな試みとして、地域住民の災害時の行動を中心とした、住民主体の訓練が実施されました。昨年 11 月 13 日に行われました地域住民が主体となった、この新しい試みについての検証はどうだったのか、また来年度以降も同様の訓練を実施していく予定なのか、伺います。

自主参加型一斉防災訓練、いわゆるシェイクアウト訓練は、同じ日時に各自がそれぞれの場所で約 1 分間ほど、姿勢を低くし、体や頭を守り、揺れがおさまるまでじっとするといった、地震から身を守る 3 つの安全行動を行うことを基本訓練とするものですが、私は、このような一斉訓練は、各自の防災意識や自助力を高める機会として有効であるとの観点から、平成 26 年 6 月議会で、ごみゼロ運動の日のように市内全体での実施を提案させていただきました。あれから 2 年以上が経過しておりますが、シェイクアウト訓練の実施について、市の考えをお聞かせください。

次に、ペット同行避難訓練については、1 年前にも質問をいたしました。しかし、市内ではまだ実施例がなく、避難者の中にはアレルギーをお持ちの方がいることも考えられるため、取り扱いについては研究が要るよという旨のご答弁でした。しかし、このペット同行避難訓練は、避難所まで連れていくことはできなくても、屋外の一時避難所へ連れていく訓練でもよいと思います。飼い主が自分のペットを災害時にどのように守るかを考える機会にもなりますし、家族同様に暮らしている人は少なくないのですから、餌の備蓄や避難の仕方など、飼い主としての準備の啓発も大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

4 点目は、職員参集訓練について。大規模災害が発生したときは、当然、職員も被災者となる場合があります。しかし、行政の職員は、第一線での対応をしなければならない立場にあり、過去の大災害の事例を見ても、その膨大な業務に忙殺される様子は、容易に想像できます。その意味では、最も大変な事態において、職員ができるだけスムーズに活動できるように準備しておかなければ、復旧・復興はなし得ないものと考えます。そこで、特に休日や夜間などに大規模災害が発生した場合の職員の動きが気になるのですが、本市の職員参集訓練について、どのように考えているかお伺いします。

中項目 2、避難所について。

誰にとっても避難所生活の経験はないに越したことはありません。しかし、日本という国土の性質上、さまざまな災害に見舞われることを想定しなければなりません。どんな災害にも壊れない家はそう多くありませんし、どの場所で被災するかも全くわかりません。大規模災害が起きたとしても、命からがら避難した人たちが、避難所生活から来る深刻な体調不良に陥ることなく、新たな生活へ踏み出せるように、行政として、できる限りの整備をしてお

かなければならないと思います。その意味から、今回は避難所に関連する4点についてお聞きします。

まず、小項目1点目、避難所案内表示について。本市ではここ数年の間に、北は三井アウトレットパーク木更津、南にはイオンモール木更津など、大型商業施設の開業に伴い、市外からの来訪者が増えています。また、伝統的な潮干狩りもあります。道の駅の開業も間近です。さらには木更津港への大型クルーズ船の受け入れに向けた準備も進められています。このように、交流人口が拡大するまちの防災・減災対策としては、いわゆる帰宅困難者の問題にも取り組まなければなりません。そこで、市外からの来訪者に対してのみでなく、市民にとっても、自分の生活エリア以外での発災時でも、最寄りの避難所がどこにあるのかがわかるように、誘導できる案内看板等の設置が必要と考えますが、現在本市ではどのような状況なのかご説明願います。

小項目2点目、洋式仮設トイレの確保。避難所でのトイレの確保については、過去にも質問をいたしましたが、仮設トイレの形態は、高齢者を初め小さいお子さんにとっては、洋式タイプを望む声を多くお聞きします。しかし、災害時応援協定で提供していただく仮設トイレは、現在和式が主流なのではないかと思います。洋式仮設トイレはどの程度確保できるのか、お伺いします。

次に、小項目3点目、畳の確保について。避難所は、主に学校の体育館など、床が固い場所での生活となります。段ボールや敷物での工夫もありますが、せめてご高齢の方や乳幼児等、配慮が必要な避難者には、畳を提供できないものかと思うのです。つい先月のことですが、印西市が、畳業者でつくる団体との協定を結んだとの報道がありました。本市では、避難所の畳の確保についての考えはあるのか、お聞きします。

4点目、避難所運営マニュアルについては、昨年6月議会で質問をしたところ、秋頃をめどに策定する旨の答弁をいただきましたが、今のところまだお目にかかっておりません。その後の進捗状況及び策定後の活用方法について、改めてお伺いします。

続きまして、中項目3点目、災害対策の組織について。

災害対策は、国民全体が抱えている重要な問題であり、これでよいというゴールのない課題です。東日本大震災以降は、「想定外」という言葉をできるだけ使わなくて済むように、あらゆる事態を想定しながら、備えることを求められていると思います。さらに、共助の要となる自主防災組織の普及・充実を進めるためには、各地域へのフォローもしていかなければなりません。したがって、災害対策にかかわる業務は、際限なく増えていくと言っても過言ではないでしょう。このように、国全体の防災意識が高まる中で、本市の組織体制としては、特に総務行革課防災対策担当から、平成27年には総務課危機管理室へと改正された経緯があります。しかし、私は、現在の危機管理室専任職員が3人というのは、人口13万人を超える自治体としては、余りにも少ないのではないかと危惧しておりました。そこで、今回の質問では、当初はこの現状と今後について、市がどのように考えているのかをお聞きする予定で通告いたしましたが、先ほどお昼に来年度の組織変更に係る資料が配布されまして、新たに危機管理課が設けられることがわかりました。平成29年度からの定員管理計画策定とあわせて検討されたものと思いますが、この新たな危機管理課の創設についてご説明くだ

さい。

次に、大綱2点目、心と体の健康を守る木更津市。

昨年3月に、第3次健康きさらづ21が策定され、間もなく1年が経過しようとしています。この第3次計画は、平成24年度から取り組んだ第2次計画の評価をもとに、健康寿命の延伸と健康格差の減少を目標に掲げ、平成34年度までの取り組みとしてスタートいたしました。今回私は、この第3次健康きさらづ21の計画推進によって、市が市民の心と体の健康をいかにして守っていかようとしているのかを確認したく、中項目4点に絞ってお尋ねいたします。

まず、1点目は、がん教育についてです。

日本では、がんが死亡原因のトップであり、毎年100万人近くががんと診断され、37万人もの人ががんで死亡しているために、がん対策後進国とも言える状況です。そして、専門家によれば、国民ががんで知らないことが根本的な原因と考えられ、がんの予防や早期発見はわずかな知識の有無が左右するほか、治療法の選択はまさに情報戦だということです。私が学校にかけるがん教育の必要性を訴えたのは、4年前の2013年9月議会です。当時は保健体育の教科書にもがんについてはわずかしか載っておらず、喫煙・飲酒からくる生活習慣病の一つとして取り上げられている程度でしたので、そのときの教育長の答弁も、「がん罹患者が増加している現在、がん教育の必要性は理解できますけれども、現時点では、学習指導要領の改訂等、国の動きを注視し、今後の検討課題としてまいりたい」というお答えでした。それでも私は、学校教育「木更津プラン」の重点目標の中にある、「心身共に健康で、『生きる力』を身につけた児童生徒の育成」に照らしても、がん教育は大切な役割を果たすものと、ぜひともご検討いただきたいと申し上げました。こうした中で、文部科学省は、2014年に「がん教育」の在り方に関する検討会を立ち上げ、教材開発に当たるなど、がん教育の実施に向けて、本格的な取り組みを進め、来年度からは全国の小中高等学校で保健体育を中心に、道徳や総合学習などの時間も使った、がん教育が始まろうとしていると聞いております。

そこで、本市の小中学校における、これまでのがん教育はどのようなものなのか、さらに2017年度からの取り組みはどのように変わっていくのか、お伺いします。

中項目2点目、各種検診について。

第2次計画では、5つの分野に分けて、それぞれの目標を設定し、達成状況をAからDの4段階で評価をしています。そして、生活習慣病予防やがん予防、歯・口の健康については、健康診査等、各種検診の受診の目標の達成には至らなかったとの記述がありましたが、受診率向上に向けて、これまで力を入れてきた取り組みやその成果について、また、第3次計画の2年目に臨むに当たって、受診率のさらなる向上について、どのような課題があると考えているかも、あわせてお答えください。

次に、中項目3点目、受動喫煙防止について。

たばこの害については誰もが認識していることだと思いますが、第3次計画を改めて確認しますと、冊子の58ページで次のように述べられています。

読みます。「たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により、因果関係が確

立しています。具体的には、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常（流産、早産、低出生体重児、死産、乳児死亡等）の原因になります。また、受動喫煙も、虚血性心疾患や肺がんに加え、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群の原因になります」と。

そして、受動喫煙対策については、今まさに厚労省からの法案提出を前に、激しい攻防が繰り広げられているようですが、喫煙という嗜好の自由にも増して、周りへの配慮が強く求められています。そこで、現在の本市公共施設の受動喫煙対策の状況はどのようになっているのか、また市としての今後の方向性についてお聞かせください。

中項目4点目は、心の健康についてです。

第2次健康ささらづ21において取り組んできた5つの分野の一つであります、心の健康づくりについては、自殺者の減少はD評価となっています。具体的には、平成25年に21人と減少したものの、平成26年には35人に増加したとのこと、自ら命を絶つ人が1人いれば、その周りのたくさんの人たちがずっと心の痛みを抱えて生きていかなければなりません。それはどんなに辛いことかはかり知れません。私は、過去の議会においても、2回ほど自殺予防について質問をいたしました。自殺という悲しい行為を限りなくゼロに近づけるために、あらゆる対策を講じなければならないと感じているからです。

そこで、小項目1点目として、本市の自殺者の状況について、最近の推移をお伺いします。

次に、内閣府で推進している自殺対策のゲートキーパーの養成については、平成24年6月議会でも提案いたしました。ゲートキーパーというのは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、命の門番という意味があります。このゲートキーパーの養成について、本市のこれまでの取り組み状況をお聞かせください。

小項目3点目は、「こころの体温計」の活用です。身体的な健康状態をチェックするための健診は幾つもありますが、心の具合を確認するのは難しく、心の状態に少なからず不安を感じながらも、多くの場合、我慢を続けてしまい、相談の機会を先延ばしにすることで、深刻な状態に陥るケースは珍しくないといえます。そこで、少しでも自分自身や身近な人の心の状態に心配なことがあるときに、ストレスの程度などをチェックして、相談機関への道筋となるツールとして提案したいのが、「こころの体温計」です。本人の健康状態や人間関係、住環境などの4択式の質問13問に回答すると、ストレス度や落ち込み度が水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されるようになっていきます。このコンテンツの提供事業者が、導入自治体からの要望やヒアリングをもとにしてまとめましたメリットの分析としては、従来の自殺対策は講演会、セミナーの開催やパンフレット、ポスター、啓発グッズの配布などで、どれだけ効果があるか検証ができなかったが、「こころの体温計」を導入後、アクセス数という一つの切り口ではあるが、市民の反応等が見える化できるようになった。そして、平均で1万アクセスごとに4.4件の相談電話が、表示された相談先に着信しており、市民への一歩踏み込んだ普及啓発となり、市ホームページや広報等に縁がなかった新たな層への、有効な啓発手段になる可能性があると考えられるなどの点が挙げられています。本市におけるこの「こころの体温計」の活用についてのお考えをお伺いします。

続きまして、大綱3、空き家の管理と活用を進める木更津市。

空き家の問題については、これまで議会においてたびたび質問が出されてきました。会派公明党としても、代々の先輩議員が、問題解決に向け継続的に取り組んできた課題であります。それは、多くの市民、地域にとって身近な問題であり、まちの安心・安全のために、また持続可能なまちづくりとしても、重要なテーマと捉えているからです。私も、平成27年9月議会において、空き家対策については、問題空き家としてだけでなく、地域資源として活用するためにも、空き家バンクの創設や管理と活用を一括して担う体制づくりを訴えたところでもあります。本市においては、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に先んじて、平成26年12月に、木更津市空き家等の適正な管理に関する条例が施行され、本年度からは、空き家に関する所掌を担う住宅課を新設し、来年度の空き家バンクの創設に向けた準備も進められています。こうした中で、全国的な課題である、この空き家問題について、国も本格的な対策のために新たな施策を打ち出してきており、今回は、こうした国の動向とあわせて、空き家対策の今後の見通しを確認したく、中項目2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目、管理不全空き家（特定空き家）について。

前回、平成27年9月議会で空き家について質問をした時点では、市内の問題空き家の状況は、市政協力員の協力により、約600件が管理不全な状態であることが確認されましたが、今年度、来年度の空き家バンクの創設に向け、改めて実態調査が行われました。この結果を踏まえて、本市の空き家の問題、特に管理不全な空き家についての課題が改善されていくのかを、確認したいと思います。

初めに、実態調査の概要については、過去の議会質問では、市内全域を対象に、一戸建て空き家の外観調査と所有者等に対する空き家活用意向調査等を行うものと聞いております。総務省統計局による、平成25年住宅・土地統計調査によって推計された、市内に約3,800戸の一戸建て空き家があるという、数値をめどに調査することになっていましたが、この実態調査によって、管理不全な空き家の実態について、どのようなことがわかったのか、結果をお示してください。

さらに、管理不全な空き家については、現行の条例が空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家法が、平成27年5月に全面施行されたことに伴って、今定例会で見直しも行う予定ではありますが、実態調査で把握できた空き家への措置として、今後、どのように取り組んでいくのかをお尋ねします。

次に、中項目2点目、空き家の活用について。

空き家の活用は、今や地域の生き残りをかけた、まちづくりのキーとしても、全国でさまざまな取り組みがなされています。本市においても、いよいよ来年度の空き家バンク創設に向けて、実態調査をもとにした進展を期待するところではありますが、国からの新しい動きもあるということで、今後、市民にとって空き家の活用施策にどのような期待が持てるのかをお伺いしたいと思います。

移住・定住促進施策の一つである空き家バンク制度は、年々増えており、千葉県内でも現在20以上の自治体でスタートしています。本市の空き家バンク創設への進捗状況をお聞かせください。

次に、全国版空き家バンクについて。昨年8月に国土審議会土地政策分科会企画部会において、土地政策の新たな方向性2016がまとめられ、空き家・空き地バンクの標準化、通称全国版空き家バンクを進めることが発表されました。これを受けて、来年度予算の概算要求にも、システムの整備や空き家・空き地などの有効活用管理への支援等が盛り込まれていますが、この全国版空き家バンクについて、市はどのように認識しているのでしょうか。

最後に、新たな住宅セーフティーネット制度についてお聞きします。公明党は2007年、高齢者らに安定的な住宅の提供を目指す、住宅セーフティーネット法の成立を推進し、法律成立後も当プロジェクトチームが地方自治体の取り組みを調査するなど、制度の充実を訴えてきました。そして、今月3日には、新たな住宅セーフティーネット制度が創設される旨の閣議決定がなされました。そこで、今回予定されている法律の改正によって、空き家等がどのように活用されるのか、制度の概要についてお伺いします。

以上で私の最初の質問を終わります。

○市長（渡辺芳邦君） それでは、よろしくお願ひします。

公明党代表、渡辺厚子議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、まず大綱1、大規模災害に負けない木更津市、中項目1、防災訓練についてお答えいたします。

総合防災訓練について、昨年実施した住民主体の防災訓練の検証とのことでございますが、この訓練は、4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、中郷地区11地区の自治会の皆さんに、一時避難場所から避難所までの避難訓練を実施していただいたところでございます。また、新たな取り組みとして、住民主体の避難所運営の訓練を初めとして、車中泊避難を想定した訓練、福祉避難所への搬送、ボランティアセンターの設置など、さまざまな訓練を実施させていただいたところでございます。結果としては、住民の皆様のご協力を得て、実りある訓練となりました。訓練当日は好天に恵まれ、当日参加いただいた皆様からの感想としては、総体的には実践的であり、かつ有効であるとの評価をいただきました。次に、来年度以降の実施についてでございますが、今回の避難訓練の実績を踏まえつつ、岩根地区などの数地区で、同様の住民主体の訓練を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、シェイクアウト訓練についてでございますが、中郷地区の防災訓練において、シェイクアウト訓練を実施したところでございます。この訓練は、身を守るため必要な訓練と認識しておりますので、次年度に実施を予定している住民主体の訓練にも取り入れ、普及を図ってまいりたいと考えております。

次に、ペット同行避難訓練につきましては、今後予定している防災訓練の実施に当たり、自主防災組織等と十分に協議をして、ペットの同行避難訓練の実施に向け、検討してまいります。

職員参集訓練につきましては、休日や夜間などに大規模災害が発生した場合の職員の初動体制として、地域防災計画の中で勤務時間外の初動体制を定めております。このようなことから、ペットの同行避難訓練と同様に、防災訓練実施にあわせ、職員参集訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、中項目2、避難所についてお答えいたします。

まず、避難所案内表示の現状についてでございますが、議員ご指摘のとおり、大規模集客施設の来訪者などに対して、その必要性を認識しているところでございます。このため、避難所への誘導案内看板の設置については、主要な交差点など、設置場所について道路管理者等と研究を進めてまいりたいと考えております。また、スマートフォン等のアプリケーションを利用した避難所への誘導等についても、検討してまいります。なお、本市では、東電タウンプランニング株式会社と、広告付避難所等電柱看板に関する協定を締結しており、この協定に基づき、市内 98 ヶ所の電柱に、避難所誘導案内看板が設置されております。

次に、洋式仮設トイレの確保とのご質問でございますが、協定を締結している事業者の保有している仮設トイレは、約 200 基中 1 割程度が洋式であると伺っております。なお、本市が災害用備蓄倉庫に備蓄している組み立て式の簡易トイレが約 1,400 個ございますが、これは全て洋式タイプでございます。

次に、畳の確保についてのご質問でございますが、印西市の状況については、ご指摘のとおり、全国レベルの団体と畳の供給等に関する協定を締結したとのことであります。本市におきましては、避難所に有効な畳や段ボールなどの協定について、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルについてのご質問でございますが、昨年の秋をめぐりしておりましたが、住民主体の防災訓練に変更としたことから、再度見直しを行っているところでございます。さらに見直しに当たっては、地域の実情や施設の状況を踏まえ、より実効性のあるものとするために、今後、自主防災組織へのアンケートや意見交換、施設管理者との意見交換を行って、策定してまいります。また、策定後は、避難所の施設管理者、自主防災組織、自治会等へ周知を図るとともに、防災訓練において検証をしてまいりたいと考えております。

次に、中項目 3、災害対策の組織についてお答えいたします。

危機管理部門の強化として、来年度より、危機管理課を創設しようとする理由につきましては、ご指摘のとおり、現在の危機管理室の専任の職員体制は、同規模の自治体と比較し充実の必要性があると認識しております。危機管理部門は、警報発令時等の配備、油流出の対応などの突発的な業務に加え、休日における自主防災組織への支援なども行っているところです。今後は行政防災無線のデジタル化、避難行動要支援者名簿の継続的な更新、地域防災計画等の見直しなどを行うとともに、懸念される災害に迅速、適切な対応をするため、本年 4 月 1 日より危機管理課を創設するところでございます。

私からは以上でございます。その他につきましては、教育長及び関係部長から答弁いたします。

○教育長（高澤茂夫君） 私からは、大綱 2、心と体の健康を守る木更津市の中項目 1、がん教育についてご答弁を申し上げます。

初めに、これまでのがん教育についてのご質問でございますが、現在、小学校の 5 年生、6 年生及び中学校 3 年生の保健分野において、病気の予防や喫煙、飲酒、薬物乱用と健康といった学習内容でがんを取り上げたり、薬剤師などの外部講師を招いての喫煙防止教室や薬物乱用防止教室などの中で、がんになる危険性等について扱っております。

次に、2017年度からの取り組みでございますが、国では、がん対策基本法のもと、平成26年7月、「がん教育」の在り方に関する検討会が設置され、平成27年4月、「学校におけるがん教育の在り方について（報告）」という形で示されました。その中で、児童・生徒が学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるようになることが、求められております。そして、国からは、平成28年4月には、がん教育推進のための教材や外部講師を用いたがん教育ガイドラインが示されました。また、日本対がん協会が作成したアニメ教材の「よくわかる！がんの授業」が全小中学校に、広域財団法人がん研究振興財団が作成した、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がんのリーフレットが、中学校2年生全員に配布されております。教育委員会といたしましても、がんを正しく理解し、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることは、自他の健康と命の大切さを学ぶ上で、大変重要な教育であると認識をしております。また、国において、2020年度から小学校、2021年度から中学校で全面実施されます、新しい学習指導要領にも、このがん教育を記載する方向で検討していると聞いております。そこで、国や関係団体から配布されています教材を、各学校の保健の授業等において有効活用を図るよう、校長会議、養護教諭研修会等を通じて周知するとともに、生活習慣病の予防に加え、がん教育を平成29年度の学校教育「木更津プラン」にも明記することにより、がん教育の推進に力を入れてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○市民部長（高浦 浩君） 私からは、まず大綱2、中項目2、各種検診についてお答えいたします。

初めに、受診率向上への取り組みと成果でございますが、40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査では、電話やはがきによる受診の勧奨を強化しております。また、集団健診の回数を、これまでの4回から6回とし、受診機会の拡大を図ったところでございます。各種検診につきましては、受診しやすい環境の整備と個別勧奨を重点に取り組んでおります。まず、乳がんと子宮がんの集団検診、肺がん検診と肝炎ウイルス検診及び特定健診を同一会場で行う、いわゆるコラボ検診を実施するとともに、乳がん検診の際は保育ボランティアによる保育を行うなど、受診しやすい環境を整えております。さらに、子宮がんの個別受診者の申し込み手続を簡略化したところでございます。また、個別勧奨の範囲を順次拡大しております、乳がん、子宮がん、結核・肺がん、胃がん対象者につきましては、今後さらに範囲を拡大していく予定でございます。加えて、平成27年度から、受診につながるインセンティブ事業として、健康マイレージ事業を実施しているところでございます。このような取り組みの成果でございますが、国保特定健康診査では、平成27年度の受診率は、前年度と比較し2.2ポイント増の44.7%で、継続的な受診者も年々増加しております。各種の集団検診では、取り組み前の平成25年度と平成28年度を比較しますと、肺がん検診は762人、30.0%の増、胃がん検診は222人、12.9%の増、子宮頸がん集団検診は137人、13.8%の増と、ほとんどの検診で受診率が伸びております。

次に、今後の課題でございますが、国保特定健康診査では、特に40代・50代男性の受診率が低いことから、平成28年度から新たに訪問により受診を勧奨するなど、受診率の向上

を図っているところです。各種検診におきましては、受診率向上には個別の勧奨が有効であると考えておりますが、対象者の的確な把握が最も大きな課題でございます。一定年齢以上の全ての市民を対象とする検診では、職場や人間ドックなどで独自に検診を受けている方も多くおられるため、未受診者を正確に把握することが困難な状況であり、全国の自治体で共通の課題となっております。

次に、中項目3、受動喫煙防止についてお答えいたします。

まず、本市公共施設の状況でございますが、千葉県が毎年実施しております平成28年度市町村受動喫煙防止対策実施状況調査によりますと、調査対象80施設のうち、敷地内全面禁煙が小中学校、保育園、まなび支援センターなど44施設、建物内禁煙が朝日庁舎、図書館、市民体育館など35施設、分煙が駅前庁舎の1施設となっております。

次に、今後の方向性でございますが、昨年12月市議会におきまして、子どもと妊婦の受動喫煙防止についての陳情があり、また、多くの方の利用がある公共施設関係の敷地内禁煙などの受動喫煙防止策を盛り込んだ健康増進法の改正の動きがある中、受動喫煙防止に向け、市が管理する施設等の禁煙を進めるべく、関係課への働きかけを行ってまいりたいと考えております。あわせて、受動喫煙防止に向け、市広報紙、ホームページなどによる啓発や、保育園、教育委員会と連携し、保護者へのさらなる啓蒙に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中項目4、心の健康についてお答えいたします。

まず、本市の自殺者の状況でございますが、暦年統計で平成26年度が35人、平成27年度が32人、平成28年度が24人となっております。平成28年の年齢別では、30歳代が6人と最も多く、次いで60歳代、70歳代が各4人となっております。

次に、ゲートキーパーの養成でございますが、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、かわりを通して、孤立・孤独を防ぎ、支援することが重要であり、一人でも多くの方にゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが、自殺対策につながってまいります。国の自殺総合対策大綱では、当面の重点施策として、かかりつけの医師を初め、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員、児童委員、各種相談窓口担当者など、さまざまな分野でのゲートキーパーの養成を促進することとしております。そのため本市では、平成24年から3年間、研修・養成講座を開催いたしました。この状況でございますが、市役所窓口業務の担当職員、社会福祉協議会の職員、保育士、教諭、福祉施設の職員及び民生委員を対象として、平成24年度79名、平成25年度66名が受講いたしました。平成26年度は、市職員、民生委員及び一般公募の方を対象とし、90名が受講したところでございます。

次に、「こころの体温計」の活用でございますが、「こころの体温計」は、携帯電話やスマートフォン、パソコンを使って、気軽にいつでもどこでも、自分で心の健康状態をチェックすることができ、その場で結果に基づいて相談窓口等に連絡することも可能な、大学病院と民間企業が共同で開発したシステムでございます。本人はもちろんのこと、ご家族の状況をチェックできるメニューや、子育て世代向けのメニュー、アルコールチェックなどのメニューもございますので、多くの方が、楽しみながら気軽に心の健康状態を確認することがで

きると伺っております。県内では、千葉市を初め、5市1町が導入しておりますので、これらの導入後の状況、経費等を調査し、導入に向け、研究してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○都市整備部長(住田厚志君) 私からは、大綱3、空き家の管理と活用を進める木更津市、中項目1、管理不全空き家(特定空き家)についてお答えいたします。

初めに、実態調査の結果についてでございますが、平成28年9月から11月まで、自治会や水道利用の情報に基づき、約2,900戸の外観調査を実施したところ、1,193戸が空き家と思われ、そのうち378戸が、倒壊等保安上の危険があるもの、衛生上有害なもの、景観を損なっているもの、周辺の生活環境の保全に問題があるものとして、空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める、特定空き家等に該当する可能性が高い空き家等ございました。

次に、今後の取り組みについてお答えいたします。

調査の結果、問題が見られた378戸の空き家につきましては、今後、詳細な調査を行った上、空き家法や国が示すガイドラインに基づき、特定空き家等の認定を行い、所有者に対し、適切な管理または除却等の措置を講ずるよう、指導、助言、勧告、命令を行ってまいります。

次に、中項目2、空き家の利活用についてお答えいたします。

初めに、空き家バンク創設の進捗状況についてでございますが、現在、先進市の情報収集や関係団体との意見交換などを行い、制度の概要を検討しているところでございます。今後、詳細を検討した上で案を作成し、市議会や空き家法に基づく空き家等対策協議会の意見を伺い、平成29年11月を目途に、要綱等を策定し、12月から登録の受け付けを開始したいと考えております。

次に、全国版空き家バンクについてお答えします。

国では、平成29年度から空き家などの新たな需要の創出等により、空き家・空き地の流動性を高め、有効活用を促進するため、全国の空き家・空き地について検索が可能な、全国版空き家・空き地バンクの構築に取り組むものと伺っています。その内容としましては、物件情報の掲載項目を標準化し、ワンストップで全国の物件の検索が可能な仕組みを構築すると聞いております。利用者にとりましては、自治体ごとに検索する必要がないことから、メリットはあるものと考えております。

次に、新たな住宅セーフティーネット制度についてお答えいたします。

今国会に、子育て世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者の増加に対応するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆるセーフティーネット法を改正する法案が、2月3日に提出されました。制度の概要につきましては、民間賃貸住宅や空き家を、住宅確保要配慮者の入居に配慮する賃貸住宅として、オーナーが都道府県等に登録するというものです。また、オーナーが行う住宅確保要配慮者が入居する住宅の改修費について、国が補助する制度を整備し、住宅セーフティーネット機能の強化を図るものです。

私からは以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） 細かくご答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、大規模災害に負けない木更津市ということで、防災訓練のことでお伺いします。

総合防災訓練ですけれども、これまで隔年で実施してきたこの訓練については、来年度からは住民主体の訓練として、毎年実施していくように変わるということなのでしょうか、確認です。

○総務部長（渡辺知尚君） 次年度以降につきましては、地域の防災体制の拡充を図るため、住民主体の防災訓練を毎年行っていく計画でございます。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） 毎年ということで、去年の11月13日に私も参加させていただいたんですが、すごく中身は充実していたんですが、ここに至るまでどれだけ大変だったかなという、準備の大変さをおもなところなんですけれども、地域住民の方々の協力をまたしっかりいただきながら、訓練のための訓練というか、本当に地域の状況に合わせて、皆さんが体験することでまた学習できる、充実した訓練を広げていただくように、よろしくをお願いします。

シェイクアウト訓練についてなんですけれども、これは各自が自分の命を守るための行動をとるというのが、この3つの行動が基本なんですけれども、避難所まで行くような訓練参加者だけではなくて、多くの人が取り組めるものだと思うんですね。その途中までの最初のプロセスというか。秋の防災の日に合わせて、避難所まで行く訓練ではなくて、市全体に呼びかけて、例えば基本動作をした後に、ブレーカーを落として家を出るとか。ブレーカーを落としていかなきゃ火災が発生するかなということで、家を出るときにはそれをしようと言うんですけれども、背が低いとどうしても届かなかったりだとか、ご高齢の方もいらっしゃいますので、孫の手を使うとか、我が家でブレーカーをおろして外に出るということ、一回ちょっとやってみるとか、それをセットにしてやるというのも、いいかと思えますし、またイエローリボンという、私はもうこの家から避難しましたよということを、近隣の人にわかるように、家のドアとかに印をつけて、それがないところに優先的に探しに行ってよという、そういう印のために使われるイエローリボンなんかを配布している地域もありますから、シェイクアウト訓練をやった後にそれをドアにかけて行くという、そこまでやるとか。とにかく一時避難場所の公園まで行くとか。とにかく市全体が一斉に自助のアクションをする日にできたらいいなと、何度も言うようですけど、思っておりますけれども、その一斉ということについてはいかがでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 確かに議員おっしゃいますように、いろいろな場面において、このシェイクアウト訓練が実現できれば、非常にありがたいことだというふうに考えております。来年度でございますけれども、先ほど市長からご答弁申し上げましたように、岩根地区などを初めとする、まず数地区で防災訓練を行います。その中で、しっかりとこのシェイクアウト訓練を取り組ませていただいて、その状況等を踏まえて、拡充を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) わかりました。では少しずつ、その言葉自体にも耳慣れが、ああ、そういうのはこういうことをするんだなということが、みんなが慣れて、だんだんだんだん広がっていくといいかと思っております。

あと、ペットの同行避難については、自主防災組織との十分な協議の上ということで、検討されるということで、また職員参集訓練についても、住民主体の防災訓練とあわせて実施していこうかと思うよというお答えでしたので、安心しました。自助・共助・公助が円滑に機能するためには、やはり市の職員の動きが要になってくると思います。実践的な訓練と検証の積み重ねで、万全な備えを追求していただきますことを期待いたします。

次に、避難所案内表示の件ですけれども、先ほど広告付避難所等電柱看板に関する協定の内容についてお話があったんですけれども、もう少し詳しく教えてください。

○総務部長(渡辺知尚君) この協定につきましては、平成26年12月に、東電タウンプランニング株式会社と締結をしているところでございます。内容でございますけれども、災害発生時の避難所への誘導の一助とするため、電柱の巻き看板広告の下部に、避難所誘導表示を行うものでございまして、この看板の費用は広告主が、社会貢献活動として、全額負担されるものであります。まさに民間活力を活用した避難体制の整備方法の一つになっております。現在市内98ヶ所となっておりますが、引き続き広告付避難所等電柱看板の普及拡大を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) 今の98ヶ所の看板というのは、広告主が社会貢献ということで、これが広がっていくといいなと思っておりますけれども、今98ヶ所あるというのは、広告という性質上、中心市街地に集中してやしないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長(渡辺知尚君) 看板の設置場所につきましては、中心市街地及びその周辺で約半数、残りの半数につきましては、ほぼ市内全域に設置をされている状況でございます。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) 98ヶ所、市内に広がっているのがどのぐらい網羅されているのかというのが、ちょっとイメージとしては湧かないんですけれども、また金田地区とか新しい地域もありますので、こちら側が設置してほしいところに広告主がやってくれるかどうかという、そこら辺はちょっと難しいのか、課題があるのかなと勝手に思うんですけれども、それはそれで進めていただくとして、例えばなんですけれども、コンビニだとか、ガソリンスタンドだとか、あと自動販売機ですか、そういったものも活用できないものか、そこいら辺をちょっと検討していただけたらいいかなと。スマートフォンを利用してというのもすごくいいと思うんですが、やっぱり年配者は割とそういうものというよりは、目で見て字で確認できる方がわかりやすいかなと思いますので、今言ったようなコンビニ等についても検討していただけたらと思います。

次に、洋式のトイレの件なんですけれども、仮設トイレの協定を結んでいる事業者では、洋式は今のところ1割だと。残りの9割も必要とあれば提供していただかなければいけないと思うんですけれども、実は、消防の今年の出初め式のときに、たくさんお子さんも見えたんですが、女性用のトイレは旧庁舎の脇に仮設の和式のトイレを設置してもらったんですが、

小さい女の子がどうしても使えないということで、大変困っておりました。だから、セットでちゃんと洋式のタイプにするのは、すごくお金がかかるというのは聞いておりますので、例えば、和式の上に洋式の便座部分だけをぼこっと載せると、簡単に洋式に変身するというのがありますので、そういったものでも何かちょっとリメイクしながらでも、和式を洋式に変身させるすべを業者と検討していただけたらとありがたいです。

畳についても、必ずしも素材が畳じゃないといけないということではないので、印西市の例をとりましたけれども、要するに体を痛めずに休めるような工夫や配慮が、避難所生活には必要だろうということで、その点も検討事項として、いろんな素材やらグッズやら研究して、可能な限り確保していただけたらと思っております。

次ですけれども、避難所運営マニュアルについてちょっと確認したいんですが、今年の秋の訓練には使えるようにつくるということでよろしいのでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 避難所運営マニュアルの策定期間につきましては、施設管理者や自主防災組織との意見交換等に着手をいたしまして、今年の夏頃までに、避難所の規模等を勘案した上で、避難所運営マニュアルを策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。では、今度は今年の夏頃までにでき上がることを期待しておきますけれども、もう既にこういう市がそろえる前に、県とか先進のマニュアルを参考に、私の住んでいる地元の大久保自主防災会でずっと検討をされて、独自でマニュアルを作成し、地域の避難所となる学校と打ち合わせ等もしておりますので、避難所運営ゲームのHUGなども、毎回の定例会で少しずつやるなど、地震は明日起きるかもしれないんだと、そういう合い言葉で、活発に活動しておりますので、そういった先進の地域のお知恵もおかりしながら、いいものをつくっていただきたいと思います。

災害の件で最後ですけれども、危機管理部門の強化について、新しく危機管理課が創設されるということが、今日の昼にわかったばかりでございますけれども、これは大きな前進だと思っております。木更津市にとって、災害に対する備えが盤石になっていくんだろうなと思っております。実は私は、自分の自治体と同じような人口規模の、神奈川県や埼玉県、群馬県等の自治体にお問い合わせをしまして、防災の陣容は何人ぐらいなんだということを調査いたしましたらば、やはり随分と違いを、数字は申し上げませんが、感じておりましたが、新しい組織ができると決まったばかりですので、新しい陣容でしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

災害というのは、本当に起こさないということではできませんので、被害を限りなく少なくするということによって、負けないまちにするんだと思っております。知恵を出し合いまして、しっかりと新しい課とも力を合わせて、自助・共助・公助のパワーをアップしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、大綱2点目の、心と体の健康を守る木更津市ということで、まず、がん教育についてお伺ひします。

先ほど次期学習指導要領の全面実施があるというお話がありましたけれども、そういうこ

とを視野に入れて、教職員のサイドでは、がん教育について何か学習する機会とか、そんな勉強会等も行われているのでしょうか。

○**教育部長（堀切由彦君）** 君津地方4市の教職員の研究団体として、君津地方教育研究会という組織がございます。その組織の中の保健分野におきまして、平成27年度千葉県長期研修生として、1年間千葉大学で、がん教育に関する指導法の研究を積んできた養護教諭がおります。その養護教諭が、今年度、研修を終え、戻りまして、4市の養護教諭に対して、がん教育の模擬授業を行ったと伺っております。このようなことから、養護教諭を通じまして、各小中学校に、がん教育に関する学習が広まっていくものと考えております。

○**7番（渡辺厚子さん）** わかりました。期待しております。

あと、先ほど平成29年度の学校教育「木更津プラン」に明記されるというふうにおっしゃっていただきましたけれども、学習指導要領全面実施を前に、木更津市の小中学校ではがんに対する認識がより一層、これまで以上に深まるような、取り組みをしていただくと理解してよろしいでしょうか。

○**教育部長（堀切由彦君）** 学校教育「木更津プラン」は、木更津市の全小中学校の教育活動の指針となるものですので、明記することによりまして、がん教育の取り組みが確実に広まり、深まっていくものと考えております。

以上でございます。

○**7番（渡辺厚子さん）** すごくそれは、この推進を目指してきた私としては、うれしいご答弁です。

このがん教育を学校で進めたいという、トップランナーとなっているお医者さんがいらっしゃるんですけども、子どもたちに訴えていくことが大事だということで、学校に出向くために、お医者さんなんですけれども、わざわざ教員の免許も取得されて、各学校に呼ばれたらどんどん行くよという先生もおられるというのを、つい先日学んだ議員の勉強会のときに、そういう情報もいただきましたので、そういう熱意のある先生、また先ほど養護教諭の方々が勉強されているということでしたので、しっかりと子どもたちに正しい認識が広まる、健康意識が高まるように、また親御さんにもしっかりと啓発できるような力をつけられたらなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

次、各種検診について伺います。

いろいろな取り組みをされる中、結果が出てきているということで、お子さんをお持ちのお母さんに、保育ボランティアの方がサポートしてくださっているというお話がありましたけれども、こあらの会の方だと思いますが、そのニーズに対応できているのか、お子さんがいっぱい大変とか、そういうことはないのでしょうか。

○**市民部長（高浦 浩君）** 乳がん検診の集団検診が9日間ございますが、このうち5日間に1日24名の保育を行っております。平成28年度は5日間延べ120名の受け入れ可能人数に対しまして、利用者は97名、約80%ということでした。こういった状況から、現状では受診者のニーズには対応できているものと考えております。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） それは大変ありがたいことなので、こあらの会の皆さんには、またまたご尽力いただきたいと思っております。感謝申し上げます。

次に、個別勧奨について、平成29年度拡大するというご答弁だったかと思えますけれども、対象については、具体的にどういった内容になっていますでしょうか。

○市民部長（高浦 浩君） 乳がん検診、子宮がん検診につきましては、対象年齢に達して最初の勧奨通知を行ってから、5年を経過するごとに、受診の勧奨をしております。この2つの検診につきまして、さらに2年以内の受診者を対象に加えることを考えております。その結果、勧奨の対象人数でございますが、平成28年度、約1万6,300人に対しまして、平成29年度は約2万6,000人で、9,700人の増となる見込みでございます。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。個別勧奨は大変有効だということなので、この結果がどうなるか、また後々に教えていただきたいと思えます。

次に、健康づくりのきっかけとなることを目的として、健康マイレージ事業が実施されているんですけれども、各種の健診の受診を勧めるというか、そのためのインセンティブというふうにスタートしたかと思うんですけれども、健康教室などの参加もポイントの範囲になっていくというふうには、少し枠というか、内容が拡大されてきているのかなと思うんですが、今後また新たな進め方なんかがあるんでしょうか。

○市民部長（高浦 浩君） 健康マイレージ事業でございますけれども、初年度の平成27年度は、健康の第一歩でございます各種健診の受診や、健康教室などへ参加いただくことに主眼を置きました。2年目の平成28年度は、それらに、自ら運動や食事の目標を立て取り組んでいただくことを加えまして、健康、運動に対する意識を高めるよう、事業展開しているところでございます。今後につきましては、本市のこの事業の特徴でございます、比較的ポイントをためやすく、参加しやすい内容としまして、事業の定着を図り、市民の健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

あと、ご褒美として地元の特産品なんかをいただけるということだったかと思うんですけれども、その健康マイレージに参加した市民の方から、喜びの声というか、何かご意見等はいただいておりますでしょうか。届いていますでしょうか。

○市民部長（高浦 浩君） 今年度は、おっしゃるとおり、地元産の野菜詰め合わせですとか、お米を賞品としております。抽選によりまして賞品を受け取った方からは、お米が届いた、あるいはおいしい野菜が届いたということで、お礼の電話やメールを多数いただいているところでございます。こういったことから、この健康マイレージ事業が健診の受診や健康づくりへのインセンティブとして、効果を上げているものと考えております。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。これもしっかりと効果を上げつつ、楽しみながら、みんなが健康になるということだと思えますので、いいことだなと私は思っております。

あと、がん検診等について先ほどお話がありましたけれども、常日頃受診率が低い低いと

いようなお話になるわけですが、この実際の数字、受診されているけれどもも掌握されていない方がいるというふうになるんだと思うんですけども、実態を反映した受診率では、これはないということによろしいですね。

○市民部長（高浦 浩君） がん検診の受診率でございますけれども、国が定めました算定方式は、対象年齢の全ての市民のうち、市が直接実施いたしました、がん検診の受診者の割合でございます。この受診者の中には、職場の健康診断や人間ドックなどでがん検診を受けられた方は含まれておりませんので、実際の受診の状況と乖離している状況でございます。このため、国では、現在の算定方式とあわせまして、国民健康保険加入者を検診対象者、受診者とする新たな算定方式を検討していると伺っております。この新しい算定方式により、より実態に即した受診率になるものと考えております。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） それはいいことだと思っております。低い低いと言っても数字上、実態と乖離しているのであれば、何のために示すのかなとかねてから思っておりましたので、国の方でも、しっかりと現状に合わせた数字を掌握するようにしてもらえるとということなので、近い数字を掌握するということなので、それを待ちたいと思います。

次に、受動喫煙防止について、今後の方向性ですけれども、公共施設である朝日庁舎は建物内禁煙と、この駅前庁舎は建物内分煙で8階に喫煙室がありますと。この喫煙室をどうするのか、お聞かせください。

○総務部長（渡辺知尚君） 受動喫煙防止策を盛り込んだ健康増進法の改正がございます。この改正にあわせまして、喫煙室を廃止し、庁舎内禁煙という形にしたいと思っております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） たばこの煙が大好きな人にとっては、その喫煙室がなくなるということは大変悲しいことかとは思いますが、先ほども申し上げましたように、受動喫煙の弊害を考えたときに、我慢をしていただくことになるかと思っております。

余談ですけれども、新年の議員会の懇親会がありましたときに、私の正面に佐藤議員が座られたので、いろんな話をさせていただいたんですが、「おたばこはお吸いにならないんですか」と言いましたら、「昔は吸っていたけど、娘に言われてやめました」と。「娘に言われちゃしょうがないよ」と。ああ、優しいお父さんだと本当に思いました。

実は、親のたばこということで検索すると、ツイッターでも何でも、たくさんの子どもの不平不満がいっぱいあるんです。お父さんの煙、お父さんの洋服についたやにとか、もう本当に嫌なんだよという、子どもたちのそういう苦情がずっと載るんですよ。実は皆さん我慢しているということなので、喫煙者の方々は、身近な子どもたち、家族にそういう思いをさせているということをお覚の上、禁煙外来をお勧めいたします。すみません。ここまでにおきます。

あと、心の健康についてですが、自殺件数の推移について、昨年、平成28年が24人と、減ったということで、素直に喜ぶたいと思っておりますが、大体20人以上は毎年あるんだなというふうに思います。なので、これを本当に限りなくゼロに近づけて、一朝一夕にはいかないと思うんですけども、それはこだわっていきたいなと、一喜一憂していきたいとい

うふうに思っております。

そこで、ゲートキーパーの養成なんですけれども、平成 26 年度を最後に、最後というか、一番直近では一般参加の講座というのは平成 26 年度だったということなんです、来年度以降、この一般参加の講座の予定というのはないのでしょうか。

○市民部長（高浦 浩君） 自殺対策につきましては、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、市町村も自殺対策計画の策定が義務づけられたところでございます。市町村の自殺対策計画は、新たな国の自殺総合対策大綱や都道府県の自殺対策計画を受け、地域の実情に応じた計画を策定することとなっております。国の新たな自殺総合対策大綱計画策定ガイドラインが、本年夏頃に策定される予定と伺っておりますことから、国・県の動向を注視しながら、本市の自殺対策計画の策定に当たりまして、必要なゲートキーパーの養成を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

なお、多くの方と接する機会がございます市役所の職員につきましては、この計画を待たずに、職員研修の一環として、来年度から研修の実施について、人事担当課と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○7 番（渡辺厚子さん） 職員の方の研修があるということなので、それは大事だと思います。私が一般の人にこだわるのは、認知症サポーター養成講座のように、多くの市民が参加できるようにしておくことで、自殺予防というためだけじゃなくて、身近な人に寄り添うときに大切なことを学ぶというふうに聞きましたので、またそういう参加の規模が拡大できるようになることを期待しております。

この後、「こころの体温計」の導入についてちょっと訴えさせていただいたんですけども、たくさんメニューがあって、本人モードだったり、家族モード、あと赤ちゃんママモードとか、いじめサインだとか、大切な人を突然亡くされた方へというのとか、たくさんメニューがあるんですね。その中で赤ちゃんママモードというのは、産後うつに陥りそうなお母さんのサインをチェックするものなのかなと思っているんですけども、この出産後の産後うつにつきましては、今回の施政方針の中で、来年度、母子保健コーディネーターが今度配置されるということで、これも本市としての産後うつ対策というか、お母さんをケアする役割を担うものだろうと思っているんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○市民部長（高浦 浩君） 母子保健コーディネーターは、より良い妊娠・出産に向けた健康づくりのため、妊娠届時の保健指導の充実を図るとともに、産後の育児をスムーズに行えるよう、非常勤特別職として、助産師等を常時 1 名、健康推進課に新たに配置いたします。このコーディネーターは、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行う中で、おっしゃる産後うつにも対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7 番（渡辺厚子さん） これは大変期待しておりますので、いろんな指示じゃなくて、生の助産師がアドバイスをしてくれるというのは、一番心強いと思いますので、期待したいと思っております。

次に、大綱 3 点目、空き家の管理と活用を進める木更津市に移りたいと思いますが、管理

不全な空き家 378 戸だと、調査結果のようで、所有者への指導・助言に当たる、優先順位というのは決まっているのでしょうか。

○都市整備部長（住田厚志君） 指導・助言等に当たる優先順位につきましては、問題の見られた空き家 378 戸のうち、まずは、放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのあるものとして、報告のあった空き家を調査いたします。その後、必要に応じ、適切な管理を促す指導・助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7 番（渡辺厚子さん） では、この特定空き家に認定するまで、勧告までというんですかね、どのぐらいの期間を要するものなのでしょうか。

○都市整備部長（住田厚志君） 特定空き家等に認定するまでの期間でございますが、特定空き家等として認定する場合に考慮する事項を、国がガイドラインで示しています。その空き家の立地環境や地域の特性に応じ、悪影響が及ぶ範囲を適宜判断するとしていることや、必要に応じ、空き家等対策協議会の意見を聞くこととなりますので、一概に何日、何週間とは申し上げられません。

以上でございます。

○7 番（渡辺厚子さん） 簡単にはいかないということで、それも仕方がないことかとは思いますが、先ほど 378 戸の、こういう状態に分類されると優先順位のお話があったんですが、内訳として、もうちょっと数字として、この 378 戸はどういうふうに分かれているのか、実態調査の結果を教えてくださいませんか。

○都市整備部長（住田厚志君） 特定空き家等として認定される可能性の高い、378 戸の調査結果の内訳でございますが、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのあるものが 92 戸、著しく衛生上有害となるおそれのあるものが 198 戸、著しく景観を損なっているものが 174 戸、周辺の生活環境の保全を図るため、放置することが不適切なものが 41 戸として判定されました。

なお、1 戸の空き家が複数の調査項目で問題が見られるものがあり、整理した結果、378 戸となっております。

以上でございます。

○7 番（渡辺厚子さん） それでは、危ない建物という言い方は悪いのかもしれませんが、92 戸もあるということで、そのおうちの周り、特に隣接しているお宅があれば、大変長年の懸案事項ではないかなというふうに、心配しております。地域の安心・安全のために、適切な処置がなされるように、よろしく願いいたします。

次に、空き家の活用なんですけど、実態調査の結果から、状態がよいものがどの程度あって、その有効活用が見込まれる物件というのは、所有者に対して、空き家バンク制度の案内をしていくんだらうと思うんですけど、いかがでしょうか。

○都市整備部長（住田厚志君） 所有者にアンケートを行った結果、所有する空き家の外部や内部が、腐朽や損傷はしていないという回答が 30%ほどございました。そのような所有者の方に対して、パンフレットを送付するなど、積極的に空き家バンクを PR していきたい

と考えております。

以上でございます。

○7番(渡辺厚子さん) 全体として、この空き家バンク制度を効果的に運用するためには、どのようなことが重要だとお考えでしょうか。

○都市整備部長(住田厚志君) 木更津市に住みたいと思っていただくことが、最も重要と考えています。そのためには、庁内の関係課が連携し、子育てや医療など、地域の情報を幅広く提供し、移住や定住を希望する方とのコーディネートを丁寧に行うとともに、不動産業界や建築設計業界と連携を図ることが、効果的な運用につながると考えております。

以上でございます。

○7番(渡辺厚子さん) わかりました。

それでは、全国版の空き家バンクと市が進める空き家バンクは、そもそもどういった違いがあるのか、一回教えていただけますか。

○都市整備部長(住田厚志君) 市と国が創設する空き家バンクの違いについてでございますが、市が創設する空き家バンクは、空き家の所有者の同意を得て、情報発信するもので、市場流通に乗っていない空き家を対象とすることを考えています。国が構築する空き家バンクのシステムは、詳細はまだ明らかになっていませんが、国のイメージでは、民間事業者が管理している空き家、空き地、空き店舗も対象としていることから、不動産市場の活性化による経済効果が見込まれると考えております。

以上でございます。

○7番(渡辺厚子さん) わかりました。いろんな特徴を活かして、それが機能するということが大事なんだろうなという印象なんですけど、いずれにしても、国の方の制度は、全国版空き家バンクにしても、もう一つの新たな住宅セーフティーネット制度についても、まだしっかりとした形が見えていないというか、使えるようになるまでにはもう少し時間がかかるのかなという印象です。ですけれども、今後、制度が整っていく過程で、本来であれば活用できるはずの人が、情報発信が遅れたがために利用できないというようなことが起きないように、現場の自治体としては、しっかりと整えていただきたいなということをお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、公共施設マネジメントによるハードの維持管理も、重要な課題でありますけれども、持続可能なまちづくりにとって、人と情報のネットワークも大切な資源であります。木更津市にとって、ハード・ソフト両面にわたる充実が図られますよう、私も会派公明党といたしましても、皆様と一丸となって、力を合わせて、全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げまして、私の代表質問を終わりたいと思います。

本日はありがとうございました。